

入札監理小委員会における審議の結果報告 仙台空港有害鳥類防除業務

国土交通省の仙台空港有害鳥類防除業務は、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までを契約期間として、民間競争入札を実施する旨定められている。

上記に基づき民間競争入札実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 入札参加資格要件の緩和について

【論点】

今回の入札の実施にあたり、競争性を高めるため「入札参加グループでの応募」を可能とし、空港制限区域内での業務実績は代表企業のみを求めることとしたが、さらに入札参加グループでの参加を促進するため、代表企業及び個々の構成員に求める入札参加資格要件を緩和することができないか。

【対応】

入札参加グループの入札参加資格要件として、代表企業及び各構成員が業務の実施体制を示すことを求めていたが、実施体制についてはグループ全体として示せば足りることとし、柔軟に入札参加グループを構成出来るように修正。
(資料 5 - 2 8 頁、9 頁)

2. 求められる専門能力の研修及び確認について

【論点】

従来、入札参加資格として求めていた資格要件について、今回、「研修等を実施できる体制を確保すること」へ緩和し、研修の成果として民間事業者^(注)に専門能力の証明を求めるとしているが、民間事業者は履修の証明の確認をすれば足り、国が専門能力の証明を行うべきではないか。(資料 5 - 2 20 頁)

【対応】

民間事業者には「履修証明書を作成する」ことにとどめ、専門能力の確認にあたっては「国がヒアリングにより確認を実施する」こととし、併せて「履修の証明」から「履修の確認」へ修正。(資料 5 - 2 4 頁、12 頁)。

3. パブリックコメントの結果と対応について

パブリックコメントを実施した結果、意見は寄せられなかった。

【対応】

国土交通省としては、HP 上で本業務に関するセミナーの開催を周知することに加え、過去にセミナーに参加した者、入札説明書を配布した者等に個別に参加を呼びかけるとともに、入札参加資格の緩和等についても併せて周知をしていく。